



第 1 部 総 論



第1章 船橋市の概要

第1節 自然条件

1. 位置・地勢

本市は、千葉県の北西部に位置し、首都東京と県庁所在地の千葉市のほぼ中間にあります。また、陸上及び海上交通の要衝の地である東京湾最奥部に面しているため、市勢の発展に極めて有利な地理的条件を有しています。

面積は85.62km²、東西の距離は13.86km、南北の距離は14.95kmとなっています。地勢は全般的に低く平坦であり、北部は緑に覆われ、低い丘陵が起伏しており、市街地と北部農耕地の中間の内陸部は住宅地が広がっています。

表 1-1-1 位置

区 分	東 端	西 端	南 端	北 端
経度・緯度	東経 140° 05′ 23″	東経 139° 56′ 19″	北緯 35° 39′ 50″	北緯 35° 47′ 59″
町 名	小野田町	本中山 7 丁目	高瀬町	小室町

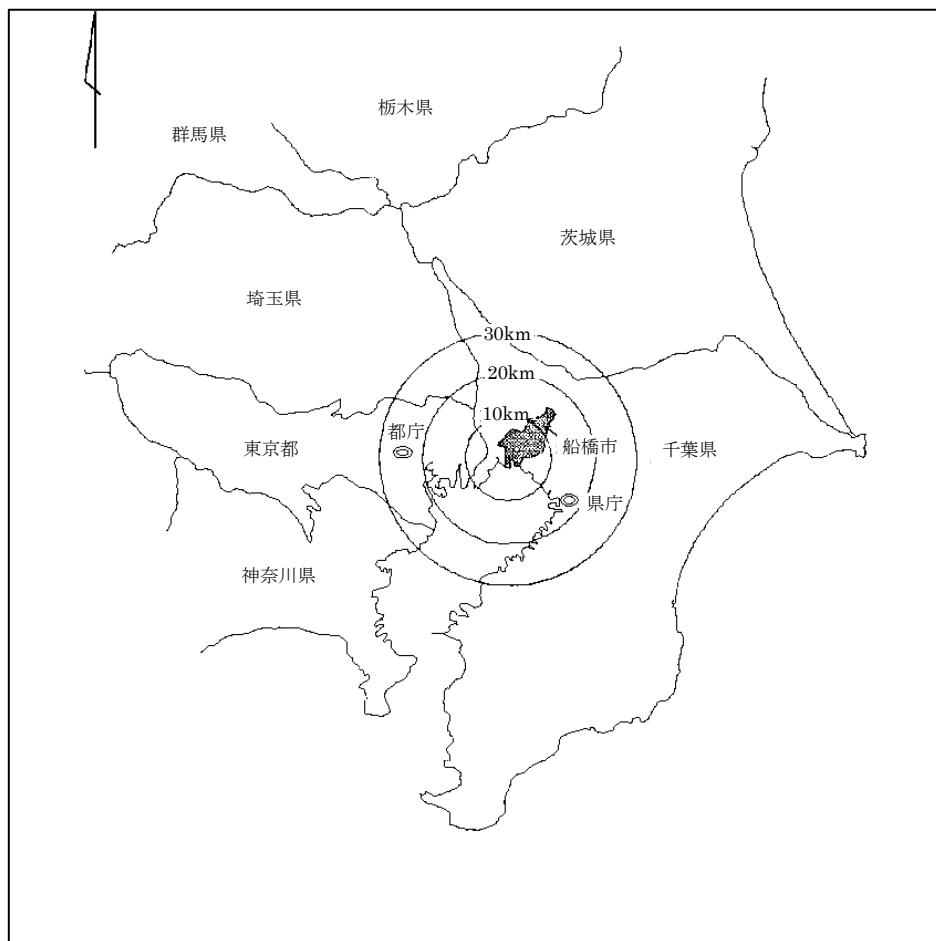


図 1-1-1 船橋市の位置

2. 気象

本市の過去 10 年間における気象については、気象庁が観測したデータによれば、年平均気温は 15.0～16.3℃、年間降水量は 1,216～1,687mm、年平均風速は 1.8～1.9m/s であり、比較的温暖な海洋性気候を示しています。

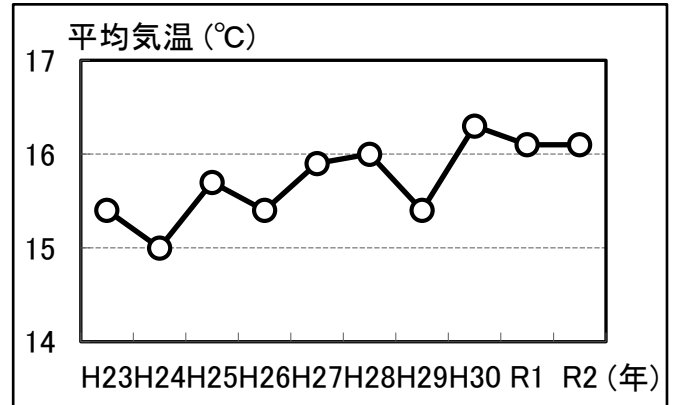


図 1-1-2 気温経年変化 (資料:気象庁)

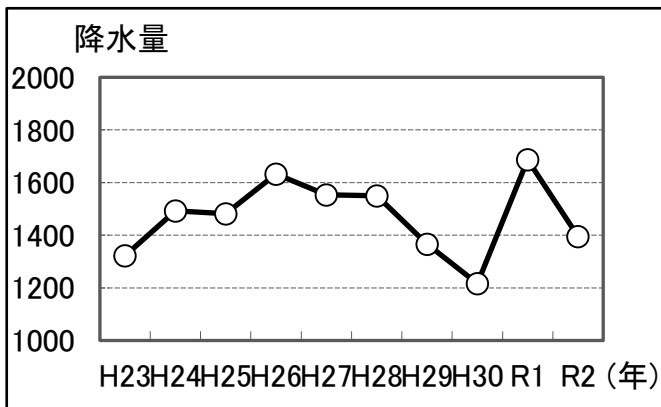


図 1-1-3 降水量経年変化 (資料:気象庁)

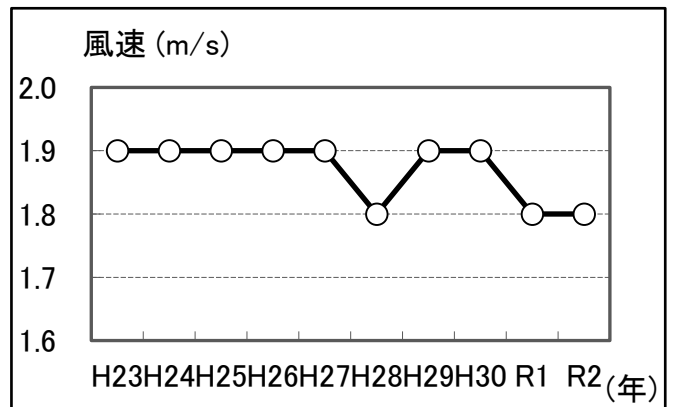


図 1-1-4 風速経年変化 (資料:気象庁)

令和 2 年の平均気温は 16.1℃(最高 37.2℃、最低-4.3℃)、年間降水量は 1,395.0mm、平均風速は 1.8m/s でした。

第2節 社会条件

1. 人口

令和 2 年 10 月 1 日現在の本市の常住人口は 642,972 人、世帯数は 289,027 世帯です。また、1 世帯当たりの人員は 2.22 人です。昭和 35 年から日本住宅公団(現:独立行政法人都市再生機構)による大規模団地が相次いで造成され、また民間による住宅開発が盛んに行われたことにより、急激に人口が増加し、昭和 58 年 10 月には 50 万人を超えました。

しかし、元号が昭和から平成に変わったところから、急激な増加は終わり、緩やかな増加を示しています。これに対し、世帯数は一貫して増加傾向で推移しており、近年は核家族世帯だけでなく、単独世帯などの増加が進んでいます。

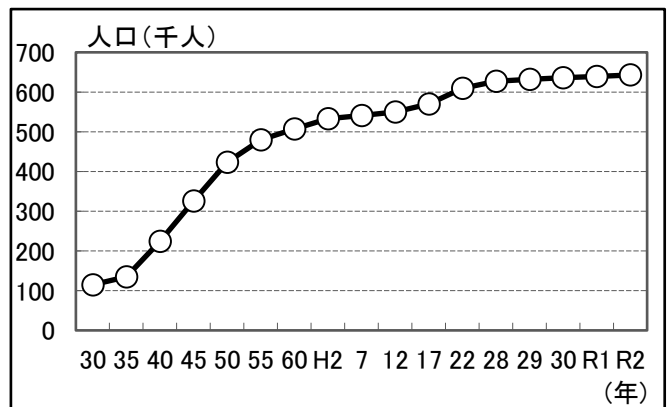


図 1-1-5 常住人口の推移 (各年 10 月 1 日現在)

2. 産業

本市の産業は、昭和 35 年以降、恵まれた立地条件のもとに、工業団地や大規模住宅団地の造成により、商工業を中心に大きく発展してきました。

産業別就業人口構成比の推移を見ると、第一次産業と第二次産業の占める割合は年々減少し、第三次産業の占める割合が増加していましたが、平成 27 年は第二次産業のみ微増しました。

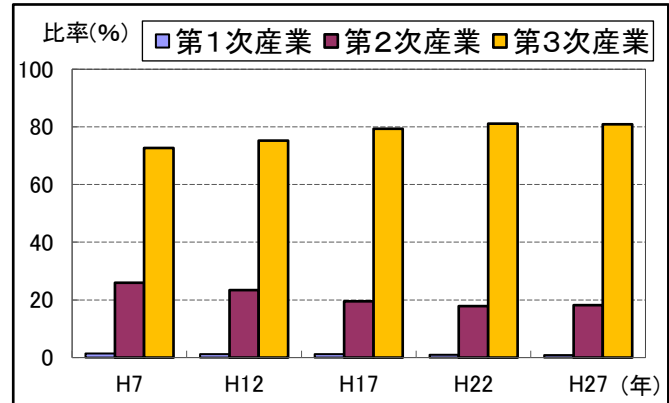


図 1-1-6 産業別就業人口構成比の推移

(資料: 国勢調査)

(1) 農業

本市の農業は、都市地域の農業が持つ食料供給基地として、優れた農業を維持し、露地野菜を中心に果樹、花き園芸、畜産などの多彩な経営を行っており、次世代への育成及び個性豊かな船橋農業の実現を図っています。

表 1-1-2 農業の推移

年	農家数(戸)	経営耕地面積(ha)	農家人口(人)
H17	1,174	1,090	4,561
H22	1,067	1,002	3,883
H27	979	932	3,208

(資料: 農林業センサス結果概要及び世界農林業センサス結果概要)

(2) 漁業

本市の漁業は、漁場豊度に富んだ東京湾を漁場として、長い歴史と伝統を誇っており、のり・貝類・魚類の生産を行っています。

市では、共同・区画漁業権で養殖漁業の育成と許可漁業のための近代化施設を活用し、栽培技術の向上等を図り、漁業経営の安定を図っています。

表 1-1-3 漁業の推移

年	経営体数	漁船数(隻)	漁獲金額(万円)
H20	81	147	—
H25	50	118	—
H30	57	113	—

(資料: 漁業センサス報告書、船橋市漁業協同組合調)

※漁獲金額については、平成20年調査より未集計となっています。

(3) 工業

本市の工業は、首都東京に近接しており地理的に有利であることや、内陸部の工業系用途の指定や臨海部の埋め立てによる工業用地の造成などの積極的な企業誘致により、企業が進出し順調に発展を遂げてきました。

しかし、臨海部は既に工業地域としては、成熟してきており、大型工業団地の受け皿としての余地はなくなっています。

また、北部地区に高付加価値型の都市型産業や成長産業の新規立地及び市内住工混在地区の解消を目的とした中小企業の移転を図るため、地区の特性を活かした環境保全型の工業団地(船橋ハイテクパーク・約50ha)が民間開発により造成されています。

表 1-1-4 工業の推移

調査年	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額(億円)
H26	297	15,952	6,417
H27	309	16,406	6,326
H28	277	15,594	6,829
H29	266	15,119	6,578

※ 従業者数が4名以上の事業所対象(資料: 工業統計調査、経済センサス)



図 1-1-7 工業地域分布状況

(4)商業

本市の商業は、昭和35年以降の大規模団地の進出等による人口の増加とともに発展を遂げてきました。

今日では、団地周辺に新興商店街、主要駅周辺には古くから形成された商店街や大型商業施設、幹線道路沿いには大型専門店が立地し、県北西部の一大商圈を形成しています。

しかし、社会環境や消費者ニーズの変化などにより、商業を取り巻く環境は厳しく、特に商店街及びその個店にあっては変化の時代に即した経営・活動戦略が求められています。

市では、社会環境の変化に即した経営・活動支援や商店街の環境整備に対する助成などを行っています。

表 1-1-5 商業の推移

年 度	商店数	従業員数(人)	販売額(百万円)
H9	5,045	37,847	1,322,909
H11	4,799	39,128	1,277,149
H14	4,474	38,910	1,123,031
H16	4,249	37,801	1,099,864
H19	3,828	36,906	1,161,083
H24	2,882	27,386	924,267
H26	2,846	28,741	1,033,419
H28	3,048	32,241	1,163,003

(資料:商業統計調査結果、経済センサス活動調査)

3. 土地利用

本市の土地利用状況を見ると、南部地区は、都市化が進み、商業、工業用地としての利用が多くなっています。特に臨海部は、埋立てにより工業及び港湾用地として利用されています。

西部地区は、南側が宅地や商業用地に利用され、北側の台地や河川沿いに畑地・果樹園、樹林地がみられます。中部地区は、台地部が宅地として利用され、海老川沿いに水田、その周辺に畑地・果樹園、樹林地が見られます。東部地区は、市街化が進み、大部分が宅地として利用されています。北部地区は、南側の一部が宅地としての利用が多く、その他は大部分が緑地、畑地・果樹園、水田として利用されています。また本市全体では、平成16年度から令和元年度の間に東京ドーム約115個分の農地が宅地に転用されています。

表 1-1-6 市街化区域及び市街化調整区域

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
8,564ha	5,509ha(64.3%)	3,055ha(35.7%)

※ 平成26年10月1日より行政区域面積は8,562haとなっていますが、都市計画区域及び市街化調整区域の面積の変更に伴って都市計画法に定められた各種手続きが必要なため、従来の数値となっています。

表 1-1-7 用途地域 (平成31年4月1日現在)

用途地域	面 積(ha)
第1種低層住居専用地域	約1,768
第2種低層住居専用地域	——
第1種中高層住居専用地域	約1,274
第2種中高層住居専用地域	約9.8
第1種住居地域	約959
第2種住居地域	約188
準住居地域	約66
近隣商業地域	約88
商業地域	約285
準工業地域	約317
工業地域	約206
工業専用地域	約348
計(ha)	約5,509

4. 交通

(1) 鉄道網

本市の鉄道は、9路線35駅あり、東西方向にJR総武線、JR京葉線、東京メトロ東西線、東葉高速線及び京成本線が延びています。そのうち、東葉高速線を除く4路線は直接都心に乗り入れています。

南北方向には JR武蔵野線、東武アーバンパークライン、新京成線が延び、北部地区に北総線が延びています。これらの鉄道は市民の通勤・通学などのための重要な交通手段となっています。

(2) 道路交通網

道路網は、臨海部東西方向の道路と内陸部に延びる南北方向の道路によって、その骨格が形成されています。東西方向には、東関東自動車道、京葉道路、国道357号（東京湾岸道路）及び国道14号が、南北方向には、国道296号、県道市川・印西線、船橋・我孫子線、船橋・松戸線が走っています。

本市の道路は、交通容量の不足とともに有機的なネットワークに欠けているため、慢性的な渋滞による環境悪化を招いており、総合的な道路交通体系の確立を図ることが急務となっています。

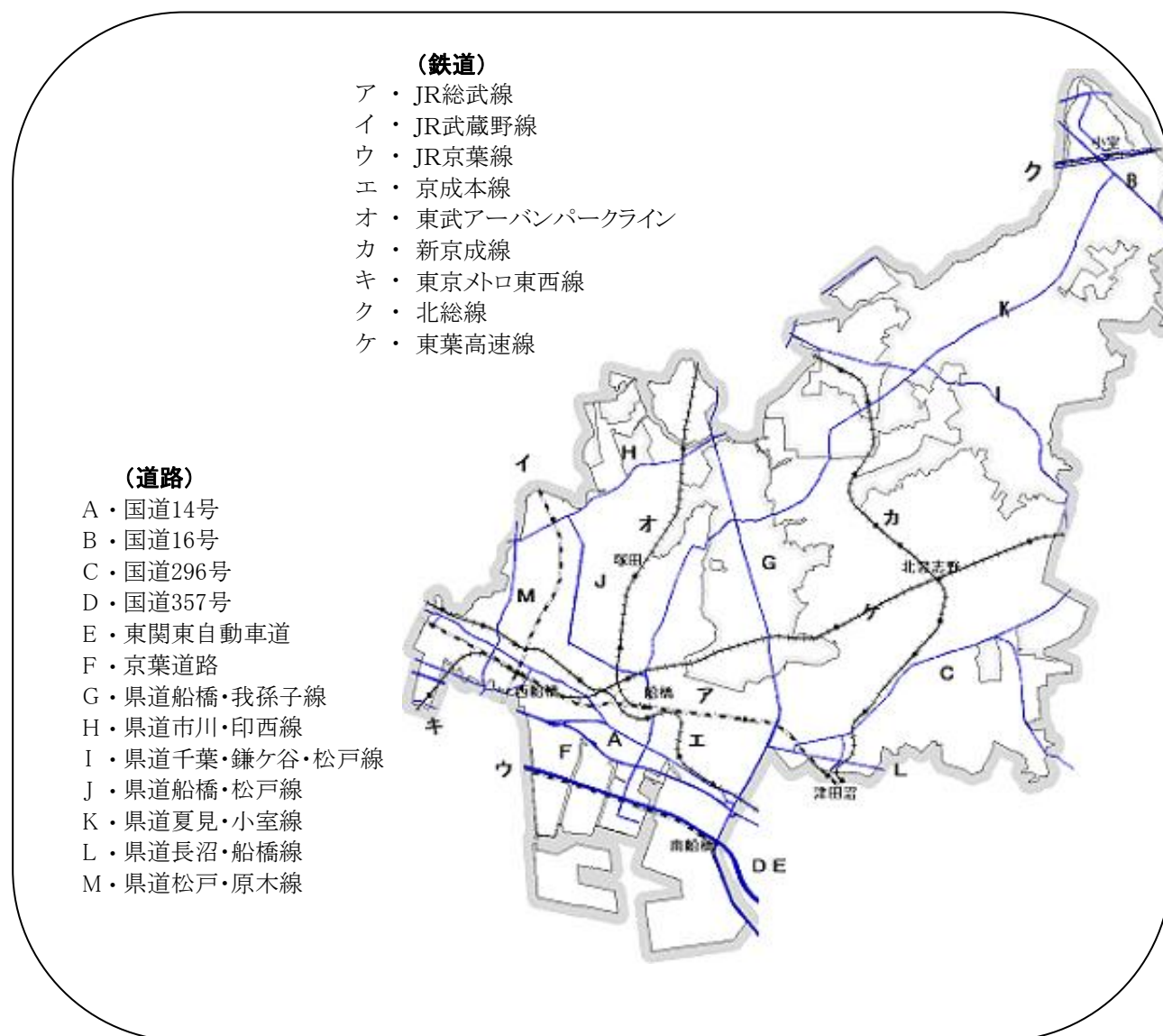


図 1-1-8 主要交通網

第3節 組織

1. 環境行政組織

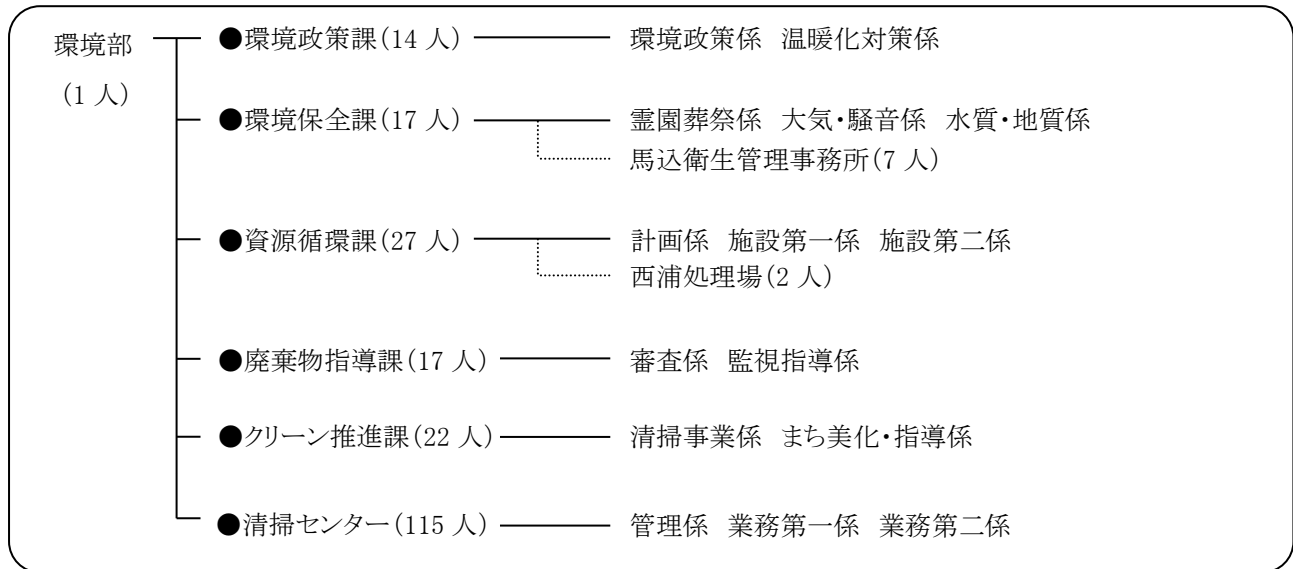


図 1-1-9 環境行政組織図

(令和3年4月1日現在)

2. 環境審議会

昭和38年10月に船橋市公害対策委員会条例を制定し、公害の防止及び対策に関する必要な事項を調査、審議することを役割とした公害対策委員会を設置しました。

昭和45年8月に公害対策委員会の役割を「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁などにより人の健康又は生活環境に係る被害の対策に関する基本的事項を調査、審議すること。」に改めました。また、公害対策委員会から公害対策審議会に改称し、条例の題名についても船橋市公害対策審議会条例に変更しました。

その後、平成9年8月に船橋市公害対策審議会条例を廃止して、新たに船橋市環境基本条例を制定し、公害対策に限らず広く環境の保全全般について、調査、審議することを役割とした「船橋市環境審議会」を設置し、現在に至っています。

(1) 委員の構成

委員は、環境保全に関する学識経験のある方に委嘱しています。

また、環境施策や環境保全に関して広く意見を取り入れるため、公募により一般市民の方にも委嘱しています。

(2) 最近の審議内容

令和2年度は、環境審議会全体会を5回(うち、書面による会議3回を含む)、環境審議会部会(地球環境部会を書面開催にて1回)を開催しており、次期船橋市環境基本計画の策定及び次期船橋市地球温暖化対策実行計画の策定について、検討・審議を行いました。

表 1-1-8 船橋市環境審議会委員

(令和3年8月24日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
	熱田 みどり	千葉県環境研究センター 環境研究センター長
	伊東 寛	船橋市中学校長会 坪井中学校 校長
	岩佐 弘志	一般公募
	江口 章	船橋市環境フェア実行委員会 委員長
	角野 洋平	一般公募
	木下 宏之	ちば東葛農業協同組合 専務理事
	鈴木 正俊	船橋市漁業協同組合 専務理事
	高橋 美代子	船橋市生活学校運動推進協議会 副会長
	竹口 朋子	船橋商工会議所 広報委員会 副委員長
	田島 一夫	船橋市地球温暖化対策地域協議会 監事
	谷合 哲行	千葉工業大学 先進工学部 教育センター 准教授
	塚原 晃子	千葉県自然観察指導員協議会 自然観察指導員
	西廣 淳	国立環境研究所 気候変動適応センター 室長
会 長	沼子 千弥	国立大学法人 千葉大学大学院 理学研究院 准教授
副会長	平川 道雄	船橋市自治会連合協議会 会長
	藤井 敬宏	日本大学理工学部交通システム工学科 教授
	三橋 栄	市川市農業協同組合 船橋地区統括理事
	山本 重	船橋市地域工業団体連合会 副会長
	山本 千夏	東邦大学 薬学部 教授
	横田 一美	一般公募

五十音順

第2章 総合的な環境施策の推進

第1節 環境基本条例

本市では、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、平成9年3月に船橋市環境基本条例を制定しました。

本条例では、環境の保全についての基本理念や市、事業者、市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、そして将来の市民に引き継ぐための環境施策の基本的な方向と取組の枠組みを定めています。

基本理念

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない
持続的な発展が可能な社会の構築
- 人と自然との共生
- 地球環境保全への貢献

表 1-2-1 環境施策と具体例

環 境 施 策	具 体 例
環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進	・環境基本計画
環境の保全上の支障を防止するための規制	・環境保全条例 ・環境保全に関する協定の締結
環境の保全に関する学習の推進	・ふなばし環境フェア ・ふなばし三番瀬クリーンアップ ・ふなばし三番瀬環境学習館
情報の提供	・「船橋市の環境」(本書)及びデータ集の作成 ・ホームページ ・広報ふなばし ・環境新聞「エコふなばし」

第2節 環境基本計画

1. 計画の概要

船橋市環境基本計画は、船橋市環境基本条例第9条に基づいて定めるもので、市の最上位計画である「船橋市総合計画」を環境面から推進するとともに、本市における環境行政の最も基礎となる計画として、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものです。

市の各部門における環境の保全に関する各種の施策は、本計画に基づいて立案・実施されます。また、市民、事業者、行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針として位置付けられます。

市では、平成9年3月に船橋市環境基本計画(第1次)を策定し、多様な環境問題への解決に向けて取り組んでまいりました。その後、環境問題を取り巻く状況は大きく変わり、平成23年3月に第2次船橋市環境基本計画を策定し、さらに環境問題対策を進めてまいりました。

近年では、地球温暖化が一因とされる気候変動による豪雨災害等の頻繁化・激甚化、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみ問題など地球規模の環境問題に私たちは直面しております。このような状況のもと、国際的にはSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて取り組みが進められており、国の環境施策においても、地域循環共生圏の創造に向けて、環境・経済・社会の統合的向上を目指すとされています。

こうした環境問題や社会経済情勢の変化に対応し、本市の環境をより良いものとするため、第3次船橋市環境基本計画(計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間)を策定いたしました。

2. 第3次船橋市環境基本計画

(1) 第3次船橋市環境基本計画の策定方針

- ① 船橋らしさが感じられ、環境・経済・社会の統合的向上の視点を持った計画
- ② 実効性のある計画
- ③ 市民・事業者等が見た時にわかりやすい計画

(2) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

(3) 目指す環境像

私たちは、本市の恵み豊かな環境を維持・保全するとともに、よりよい環境の再生・創出を行い、未来の世代につなげていく責務を有しています。

その責務を果たすためには、本市の地域特性・地域資源を活かし、これまでのように環境面に配慮するだけでなく、経済面、社会面も含めた多様な観点から統合的な向上を図る必要があります。

このことを踏まえ、本計画では、目指す環境像を次のとおり定めます。

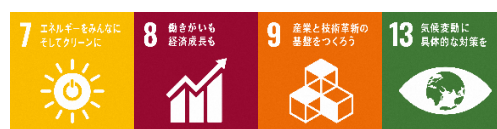
《みんなでつくる 恵み豊かで持続可能な都市 ふなばし》

(4) 施策体系

本計画では、目指す環境像を実現するため、以下に定める施策の柱のもとに、本市の地域資源を活かしながら各種の施策を展開していきます。(各施策の推進によって実現に主に貢献できるSDGsを示しています。)

○施策の柱1: 持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり【地球温暖化への取組】

- ・基本施策1: 地球温暖化対策の総合的な推進
- ・基本施策2: 省エネルギーの推進
- ・基本施策3: 創エネルギーの推進



○施策の柱2:大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり【自然環境保全・活用への取組】

- ・基本施策4:親しみやすい水辺の創出
- ・基本施策5:まちの緑の育成
- ・基本施策6:多様な生態系の保全
- ・基本施策7:自然の恵みの持続的な活用



○施策の柱3:資源を無駄なく循環させる社会づくり【循環型社会構築への取組】

- ・基本施策8:循環型社会の推進
- ・基本施策9:廃棄物の適正処理の推進



○施策の柱4:健全で快適に暮らせるまちづくり【生活環境保全への取組】

- ・基本施策10:良好な大気の保全
- ・基本施策11:健全な水環境の保全
- ・基本施策12:快適な生活環境の保全



○施策の柱5:より良い環境をみんなで育む体制づくり【分野横断的な取組】

- ・基本施策13:船橋の環境を担う「ひと」づくり
- ・基本施策14:船橋の環境を育む「つながり」づくり
- ・基本施策15:協働を促進する「しくみ」づくり



(5) 重点的な取組

環境・経済・社会の統合的向上を見据え、市民・事業者・行政等が一体となって取り組める「船橋らしさ」を持った4つの重点的な取組を設定しました。計画本編では、重点的な取組ごとに市民・事業者の皆さんに求められる行動をまとめております。

第3次船橋市環境基本計画における重点的な取組

取組1:「みんなで目指す! COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化!」プロジェクト

方針: 温室効果ガスの削減に市・市民・事業者みんなで取り組もう!

《市民に求められる行動》

- エコドライブ、テレビなどの家電機器の節電等を実施しましょう。
- 使い捨て製品の購入を控える等、ごみの排出量を減らしましょう。



取組2:「みんなで回す! 自然の恵みサイクル、食から環境を良くしよう!」プロジェクト

方針: 食を通じて様々な環境課題の解決にみんなで取り組もう!

《市民に求められる行動》

- 自然について理解を深め、自然の保全活動等に積極的に参加しましょう。
- 地産地消を心がけ、地域の食材を選びましょう。



取組3:「みんなでつなぐ! 台地から海への水ネットワーク、育もう豊かな暮らし」プロジェクト

方針: 豊かな水ネットワークをみんなで守り、暮らしに生かそう!

《市民に求められる行動》

- 水辺や緑が持つ様々な働きを学び、関連活動に積極的に参加しましょう。
- マイバッグ・マイボトル等を使い、プラスチックごみを減らしましょう。



取組4:「みんなでつくる! 環境を守り育てるひとづくり・協働の環(わ)」プロジェクト

方針: 未来の環境の担い手づくりに向けた好循環を育もう!

《市民に求められる行動》

- 環境情報を積極的に集めましょう。
- 環境イベント等に参加して、環境に関わる人たちと交流を深めましょう。



(6)計画の推進

計画の推進にあたっては、環境等の状況や市の取組状況に加え、市民・事業者の皆さんの環境に対する意識や取組状況等についてもアンケート等で把握します。その結果をもとに施策の実施方法等について、環境審議会の助言を得ながら、柔軟に見直していきます。

3. 第2次船橋市環境基本計画(前計画)

(1)計画期間

平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間

(2)望ましい環境像・施策体系

第 2 次船橋市環境基本計画は、望ましい環境像を以下のとおり定め、この環境像の実現を目指してきました。

《みんなでつくり 未来へつなぐ 恵み豊かな環境》

第2次船橋市環境基本計画では、望ましい環境像を実現するため、以下に定める基本方針のもとに、本市の特色を活かしながら各種の施策を展開してきました。

○安全な生活環境の保全

人の健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害の未然防止に努めることにより、安全な生活環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

- ・基本施策1 大気環境の保全
- ・基本施策2 水環境の保全
- ・基本施策3 身近な生活環境の保全

○生物多様性の確保

生物多様性を確保するため、水辺や緑といった貴重な自然を活かし、人と自然が共生するまちづくりを進め、良好な自然環境を未来に受け継いでいくものとします。

- ・基本施策4 水辺の緑の保全
- ・基本施策5 樹林地・農地の保全
- ・基本施策6 干潟の保全

○快適な地域環境の保全

地域住民が生活していく上での満足度の向上に努め、誰もが安らげる環境を創出することにより、快適な地域環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

- ・基本施策7 自然とふれあう場の確保
- ・基本施策8 身近な生活空間の保全

○未来に向けた地球環境の保全

資源やエネルギーの合理的かつ循環的な利用、及び廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努め、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することにより、かけがえのない地球環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

- ・基本施策9 地球環境の保全
- ・基本施策10 低炭素社会の形成
- ・基本施策11 循環型社会の形成

○協働による環境保全への取り組み

市民や事業者の環境保全への取り組みが促進されるよう、環境学習や環境教育を推進し、恵み豊かな環境を市民、事業者、市等で作って、未来へつなげていくものとします。

- ・基本施策12 環境学習・環境教育の推進
- ・基本施策13 環境保全活動の推進

(3)進行管理指標

施策の目標と展開で示した目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定し、進行管理を行いました。

表 1-2-2 大気環境の保全

進行管理指標	基準 (平成 21 年度)	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
市の公用車購入時における低公害車の占める割合★1	80.7%	100%	100%(毎年度)
交差点改良事業整備完了箇所数★2	40 箇所★3	46 箇所	48 箇所
都市計画道路整備率	42.0%★3	45.1%	45.0%
二酸化窒素の県環境目標値の達成率	70%	80%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率(長期的評価)	一般局:100% 自排局:100%	一般局:100% 自排局:100%	一般局:100% 自排局:100%
VOC(揮発性有機化合物)排出量	2,310t/年★4	268t/年	現状維持

- ★1 市の環境配慮物品調達方針で定める自動車で、環境に優しい低燃費かつ低排出ガス車です。
ただし、特殊自動車などで低公害車に該当しない車両は除きます。
- ★2 過去の調査により改良が必要と設定した主要交差点 45 カ所と交通量の変化により改良が必要となった交差点 24 カ所の計 69 カ所の交差点のうち、早期改良が必要な 8 カ所の交差点を計画期間中に整備することを目標として設定しました。
- ★3 平成 22 年度実績
- ★4 VOC の削減割合は、「船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」の対象事業者からの排出量を対象とし、削減割合の対象となる基準は平成 12 年度としていることから、基準値欄に平成 12 年度実績値を記載しております。

表 1-2-3 水環境の保全

進行管理指標	基準 (平成 21 年度)	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
排水規制に係る立入検査実施率★1	42%	42%	50%
BOD の環境基準達成率(河川)★2	100%	100%	100%
COD の環境基準達成率(海域)★3	75%	75%	100%
全窒素の環境基準達成率(海域)★3	50%	75%	100%
全りんごの環境基準達成率(海域)★3	0%	50%	100%
透水性舗装の整備実績	累計 79,398 m ²	累計 136,187 m ²	累計 126,700 m ²
公共下水道普及率	70%	90%	90%

- ★1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場(湖沼法のみなし施設を有する事業場を含む:平成 21 年度末 537 事業場および令和 2 年度末 373 事業場)を対象に行った立入検査の実施率。
- ★2 調査地点については、利用目的等に応じて定められた類型指定されている河川を対象とします。
BOD の河川調査地点(5地点) ・海老川 E 類型 八千代橋、さくら橋、八栄橋 ・真間川 E 類型 柳橋
・桑納川 D 類型 金堀橋
- ★3 調査地点については、利用目的等に応じて定められた類型指定されている海域を対象とします。
COD の海域調査地点(4地点) ・B 類型 船橋2(船橋沖)、海苔漁場 ・C 類型 船橋1(航路 A)、航路 C
全窒素、全りんごの海域調査地点(4地点) ・IV 類型 船橋1(航路 A)、船橋2(船橋沖)、航路 C、海苔漁場

表 1-2-4 身近な生活環境の保全

進行管理指標	基 準 (平成 21 年度)	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
幹線道路に面する地域の騒音環境基準達成状況(昼夜間基準値以下)	83.3%	88.2%	達成率の向上 (毎年度)
公害苦情件数★1	28 件	262 件	減少させます (毎年度)

★1 典型 7 公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)への公害苦情件数です。

表1-2-5 水辺と緑の保全

進行管理指標	基 準 (平成 21 年度)	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
多自然川づくり改修延長	2,527m	5,110m	5,438m

表1-2-6 樹林地・農地の保全

進行管理指標	基 準	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
自然観察会等の参加延人数★1	841 人★2	2,305 人 (平成 30 年度、令和元、2 年度の平均値)	900 人以上 (毎年度)
耕作放棄地の面積	971,307 m ² ★3	842,414 m ²	800,000 m ² ★4

★1 自然観察会等の具体的内容

- ・環境政策課が実施する自然散策会、三番瀬の生き物さがし、セミのぬけがら調査
- ・ふなばし三番瀬海浜公園・環境学習館がフィールドで実施するワークショップ
- ・公民館で行われる自然観察会に関する講座

★2 自然観察会等の参加延人数は、年度ごとに変動が大きいため、基準値は平成 19～21 年度の平均としております。

★3 平成 22 年度実績

★4 現状値の大幅な増加により平成 30 年度年次報告書にて目標値を見直しました。

表1-2-7 干潟の保全

進行管理指標	基 準	現 状 (平成 30 年度、令和元、2 年度の平均値)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
三番瀬クリーンアップ参加延人数	1,100 人★1	627 人★2	1,100 人以上 (毎年度)
ガンカモ類の個体数★3	37,772 羽★4	41,552 羽	2 万羽以上維持 (毎年度)
ミヤコドリ個体数★5	164 羽★6	394 羽	100 羽以上維持 (毎年度)

★1 三番瀬クリーンアップ参加延人数は、年度ごとに変動が大きいため、基準値は平成 20～22 年度の平均としております。

★2 平成 29 年度・令和 2 年度の三番瀬クリーンアップは中止のため、平成 28、30 年度、令和元年度の平均としております。

★3 ラムサール条約の国際的な基準5(定期的に2万羽以上の水鳥)を満たすものです。

★4 平成 19～21 年度の冬の観測(ガンカモ類の生息調査【通称 全国ガンカモ一斉調査】)の平均。

★5 ラムサール条約の国際的な基準6(水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%を満たすミヤコドリ 100 羽以上)を

満たすものです。

★6 平成 19～21 年度の春・冬の観測(モニタリングサイト 1000 シギチドリ類調査)の平均。

表1-2-8 自然とふれあう場の確保

進行管理指標	基準 (平成 21 年度)	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
潮干狩り入場者数★1	139,722 人	91,036 人★2	維持
市民一人当たりの都市公園面積	2.84 m ² /人	3.37 m ² /人	3.40 m ² /人

★1 潮干狩り入場者数は、開催期間中(4月～6月)の入場者数を示します。

★2 令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響で中止のため、令和元年度の数値としております。

表1-2-9 良好な生活空間の保全

進行管理指標	基準 (平成 21 年度)	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
風致地区指定面積	508.3ha	508.3ha	維持
駅周辺の放置自転車等の台数	13,873 台★1	2,036 台	4,500 台★2

★1 平成 22 年度実績

★2 平成 28 年度、平成 29 年度年次報告書の値に誤りがあったため、平成 30 年度年次報告書から 4,500 台に変更しました。

表1-2-10 地球環境の保全

進行管理指標	基準 (平成 21 年度)	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
市民一人あたりの温室効果ガス排出量	11.0t-CO ₂ (1990 年度実績)	6.37t-CO ₂ ★1	6.4t-CO ₂
市の事業による温室効果ガスの排出量	196,439t-CO ₂	95,971t-CO ₂	105,438t-CO ₂ ★2
緑のカーテンコンクール応募件数★3	64 件	85 件	200 件
地球温暖化防止推進員派遣回数	4 回	1 回	30 回
地球温暖化に関する環境講座実施回数 ★4	14 回	1 回	30 回

★1 統計書が整備される時期の関係で、最新の値は平成 30 年度となっています。

★2 船橋市地球温暖化対策実行計画(事務事業編。第4次エコオフィスプラン)における目標値。

★3 令和 2 年度は緑のカーテンキャンペーン応募数となっています。

★4 出前講座の実施回数。

表1-2-11 低炭素社会の形成

進行管理指標	基準 (平成 21 年度)	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
市内における太陽光発電システムの設置総 kW 数	3,934kW★1	60,539kW	54,400kW
公民館への太陽光発電システムの導入館数	0 館	3 館	3 館
小中学校への太陽光発電システムの導入校数(特別支援学校を含む)	0 校	16 校	17 校

★1 平成 21 年度までの累計値。

表1-2-12 循環型社会の形成

進行管理指標	基準★1 (平成 22 年度)	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度★2 (令和 3 年度)
ごみの総排出量	214,868t	204,314t	194,300t
ごみのリサイクル率	21%	23.0%	27.0%
最終処分量	11,455t/年	7,545t/年	10,000t/年

★1 平成 23 年度に改定した船橋市一般廃棄物処理基本計画において、基準年度として設定した平成 22 年度の実績値となります。

★2 平成 28 年度に改定した船橋市一般廃棄物処理基本計画において、中間目標年度として設定した令和 3 年度の数値目標となります。

表 1-2-13 環境学習・環境教育の推進

進行管理指標	基準	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
環境に関する講座の参加延人数★1	2,212 人★2	1,957 人 (平成 30 年度、令和元、2 年度の平均値)	2,300 人以上 (毎年度)
環境フェア来場者数	4,766 人★3	2,440 人★4 (平成 29、30 年度、令和元年度の平均値)	5,200 人 (毎年度)
漁業体験・講座の参加者数	50 人★5	511 人	525 人★6

★1 環境に関する講座の具体的内容

- ・環境に関する出前講座、訪問学習、環境学習講座
- ・公民館で実施する環境に関する講座

★2 環境に関する講座の参加延人数は、年度ごとに変動が大きいため、基準値は平成 19～21 年度の平均としております。

★3 環境フェア来場者数は、年度ごとに変動が大きいため、基準値は平成 20～22 年度の平均としております。

★4 環境フェアは平成 30 年度から会場が変更となり、来場者数のカウント方法を見直したため、大幅に数値が変わりました(令和元年度は 2,400 人)。また、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により中止のため、平成 29、30、令和元年度の平均としております。

★5 平成 22 年度実績

★6 各年度参加者数の累計人数

表1-2-14 環境保全活動の推進

進行管理指標	基準 (平成 21 年度)	現 状 (令和 2 年度)	数値目標
			目標年度 (令和 2 年度)
こどもエコクラブ登録団体数	8 クラブ	8 クラブ	増加(毎年度)
エコアクション 21 の認証・登録事業者数★1	12 件	12 件	増加(毎年度)

★1 エコアクション 21 の認証・登録事業者数は、進行管理指標作成時において、エコアクション中央事務局(認証・登録通知機関)で登録されている件数となります。

4. 環境配慮指針

私たちは、日常の生活や事業活動におけるエネルギー消費や廃棄物の排出などを通して、直接的・間接的に環境に負荷を与えています。

本計画に定める「望ましい環境像」を実現するためには、自らの行動が環境へ及ぼす影響を認識し、身近なところから環境保全の行動を実行していくことが必要です。

市民・事業者のみなさまに実践して頂きたい環境配慮の具体例を以下に示しますので、市と一緒に「望ましい環境像」の実現に向けて、環境に配慮した生活や事業活動の実践をお願いします。

(1)市民の環境配慮指針

ア. 安全な生活環境の保全のための配慮指針

- 自動車を使用するときは、アイドリング・ストップを心がけましょう。
- 自家用車を購入する際には、低公害車を選びましょう。
- 洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。
- 騒音などで近所に迷惑をかけないように、生活マナーの向上に努めましょう。

イ. 生物多様性の確保のための配慮指針

- 河川敷や親水公園などの身近な水辺を大切にしましょう。
- 水辺や緑の価値や役割について学びましょう。
- 身近な自然や市域に分布する動植物について知識を深めましょう。
- 三番瀬の価値や役割への理解を深め、干潟を守る大切さを学びましょう。

ウ. 快適な地域環境の保全のための配慮指針

- 雑木林や街路樹、河畔林、公園などの身近な緑を大切にしましょう。
- 自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創出に協力しましょう。
- 地域の緑化活動、清掃・美化活動などには積極的に参加しましょう。
- たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないようにしましょう。

エ. 未来に向けた地球環境の保全のための配慮指針

- 地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。
- 照明やテレビなどの節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。
- エコマーク商品など、環境にやさしいエコ製品を優先して購入しましょう。
- ごみはルールを守って、きちんと分別して所定の場所に出しましょう。

オ. 協働による環境保全への取り組みのための配慮指針

- 身近な自然とのふれあいなどを通して地域の環境に関心を持ちましょう。
- 日々の生活や行動が、環境に関わっているという意識を持ちましょう。
- 自然観察会などに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めましょう。
- 環境について学んだ知識や体験を子どもたちに伝えましょう。

(2)事業者の環境配慮指針

ア. 安全な生活環境の保全のための配慮指針

- ボイラーは適切に維持・管理し、大気汚染物質の削減に努めましょう。
- 低公害車を積極的に導入しましょう。
- 事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質汚濁の防止に努めましょう。
- 事業活動で騒音や悪臭などを発生させないように周辺に配慮しましょう。

イ. 生物多様性の確保のための配慮指針

- 事業活動では、樹林地・農地への負荷を少なくするよう配慮しましょう。
- 食品加工原料などに地元産の農林水産物を使いましょう。
- 三番瀬の価値や役割について理解を深め、三番瀬の保全に向けた活動に積極的に協力しましょう。

ウ. 快適な地域環境の保全のための配慮指針

- 建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観に配慮しましょう。

- 敷地内や敷地周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境美化に努めましょう。
- 所有地の適正な管理に努め、雑草の繁茂や害虫の発生、ごみの不法投棄などが生じないようにしましょう。

エ. 未来に向けた地球環境の保全のための配慮指針

- エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律を遵守し、温室効果ガスの削減に努めましょう。
- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進し、冷暖房機器の設定温度は、冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安とし、使用時間を適正に管理しましょう。
- 廃棄物については、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行いましょう。

オ. 協働による環境保全への取り組みのための配慮指針

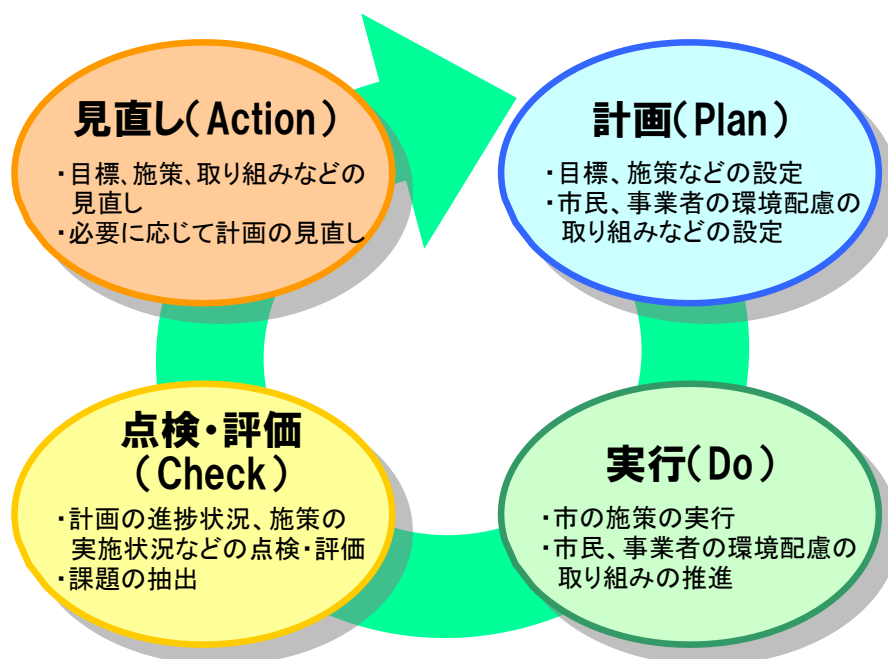
- 社員に対する環境研修・環境教育を実施し、環境への意識を高めましょう。
- 省エネルギー・省資源、ごみの排出抑制など、環境に配慮した行動を事業所全体での取り組みとして定着させましょう。
- 地元住民と協力して、地域の美化活動などに積極的に参加しましょう。

5. 計画の推進

環境の保全を図るためには、市による施策の実行だけでなく、市民、事業者、市が互いに連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚した上で環境保全に率先して取り組むことが必要です。このため、市民、事業者、市が互いに連携・協力して計画を推進していくことができる体制づくりを進めます。

本計画を着実に推進していくためには、施策の取り組みの進捗状況などを定期的に点検・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。

このため、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)というサイクルを繰り返すことにより、計画を進行管理します。



本計画の進捗状況は、毎年、年次報告として、施策の実施状況、環境の改善状況などを踏まえて、目標の達成状況を点検・評価するとともに、評価の結果をもとに、施策や事業の見直しについて検討します。

第3節 環境関連の法体系

1. 法律について

環境関連の法令は、公害防止を目的とした「公害対策基本法」を中心として構成されてきましたが、人間の活動の拡大に伴う地球環境保全、廃棄物処理、都市・生活型公害問題などの新たな環境問題に対応するため、平成5年11月に、「公害対策基本法」を発展的に継承した「環境基本法」が制定されました。

その後、廃棄物問題、地球温暖化現象の顕在化、ダイオキシンなどの有害化学物質による環境問題などに対応するための法律が次々と制定されています。

深刻な社会問題となっている廃棄物問題については、平成12年6月に循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が、その個別法としての「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)等と一体的に制定されました。

地球温暖化対策については、平成14年3月に京都議定書の締結に向けて、地球温暖化対策推進大綱の改定が行われ、また京都議定書発効の際に京都議定書目標達成計画を定めること等を内容とする地球温暖化対策推進法の改正が行われました。平成30年には、これまでの温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」とは別に気候変動の影響による被害を防止・軽減する「適応策」を法律的に位置づけた、「気候変動適応法」が制定されました。

また、自然環境の保全については、平成20年6月に生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めた「生物多様性基本法」が制定されました。

(平成29～令和2年度の主な環境関連法の制定状況)

- 平成29年度 ・土壌汚染対策法(一部改正) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(一部改正)
- 平成30年度 ・気候変動適応法
- 令和元年度 ・食品ロスの削減の推進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(一部改正) ・浄化槽法(一部改正)
- 令和2年度 ・大気汚染防止法(一部改正) ・省エネルギー法(一部改正)

2. 条例について

(1) 船橋市環境基本条例

今日の環境問題は、社会経済活動の拡大やライフスタイルの変化によって新たな局面を迎え、次世代への影響あるいは地球規模の問題として捉える必要が生じています。

家庭からの生活雑排水による河川汚濁、自動車の排出ガスによる大気汚染、大量生産・大量消費・大量廃棄によるごみ問題などの私たちの生活そのものが公害を引き起こす原因となっています。

公害の発生源は工場であり、被害者は市民という図式は崩れ、市民は被害者であると同時に加害者であるという面も持つようになり、環境問題を克服するには、全ての主体(市民・事業者・行政)が公平な役割分担の下に環境への負荷の少ない社会を構築していくことが必要となっています。市では、こうした環境を取り巻く変化に的確に対応するため「環境基本条例」を平成9年3月に制定しました。

この条例は、「①現在、将来にわたり、市民が健全で恵み豊かな社会を維持するため、それぞれの主体が公平な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築すること、②人と自然が共生できる環境をつくること、③地球環境の保全を積極的に推進すること」を基本理念とし、これらを具体化するための「環境基本計画」の策定を義務づけています。

(2) 船橋市環境保全条例

平成9年3月に「環境基本条例」を制定した際に、その本旨を達成するため、「公害防止条例」を発展的に

継承した「環境保全条例」を制定しました。

この条例には、従来型の公害防止対策以外に都市・生活型公害や地球環境問題に対応するため、①自動車交通公害に関する施策、②生活排水対策に関する施策、③土壌・地下水汚染防止に関する施策、④化学物質等の適正管理に関する施策、⑤地球環境の保全に関する措置、⑥市民が行う環境保全活動に対する援助措置等を新たに追加しました。環境基本条例が理念と施策の基本的枠組みを主体としているのに対し、環境保全条例は具体的な規制措置等を定めています。

また、平成15年4月の中核市移行に伴う移譲事務を受け入れるため、平成14年12月に環境保全条例を全部改正しました。

(主な改正点)

- ・県からの移譲事務を規定するとともに、環境影響の事象ごとに構築しました。
- ・新たに揚水施設(小規模揚水施設)の規制を見直し、規制対象の範囲を拡大しました。

(3)揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例

国は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント対策の一環として、その原因物質の一つである揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)を低減するため、大気汚染防止法の一部を改正し、新たな排出抑制策を講じました。

本市でも光化学スモッグ注意報等の発令状況等を考慮し、法制度として新たに導入された自主的な取組を確実に促進するため、条例を制定しました。

また、同条例の規定により事業者が自主的に行うVOCの排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関し必要な事項を指針に定めました。

第4節 公害の未然防止に関する総合的施策

1. 環境影響評価制度

(1)環境影響評価

環境影響評価(環境アセスメント)は、米国において1969年に国家環境政策法によって制度化されたものがその始まりとなっています。

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす事業について、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価し、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものにするために行われるものです。

環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築するためにはきわめて重要なものとなっています。

国においては、平成5年11月に施行した環境基本法に環境影響評価の推進が位置づけられ、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定されました。また、千葉県では平成10年6月に「千葉県環境影響評価条例」を制定しました。法律、県条例とも平成11年6月に施行されています。

(2)法、条例に基づく手続き

令和2年度に本市域への影響が懸念される事業計画として実施された環境影響評価に係る手続きは、法に基づく一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)に係るものがありました。一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)に係る手続きとしては、準備書に対する市長意見の貸出や評価書の縦覧などがありました。

なお、平成18年度に羽田再拡張事業(4本目の滑走路建設)に係る環境影響評価の手続きは終了しましたが、千葉県及び関係25市町で設置した連絡協議会で、事業者(国土交通省)との協議は継続しております。

2. 公害防止協定

昭和30年代後半から昭和50年頃には、高度経済成長に伴い本市に進出する企業や生産施設等を増設する企業が増加したため、事業活動に伴う公害の発生防止と地域住民の健康の保護と生活環境を保全することを目的として、一定規模以上の企業と公害防止協定を締結しています。また、具体的な数値目標を定めた細目協定を併せて締結している企業もあります。

今日の環境問題は、地球存続自体にも影響を及ぼすオゾン層の破壊、地球温暖化など社会経済活動が環境への負荷をあまりにも増大させたことにあり、循環型社会を基調としたスタイルに変換していくことが重要となってきています。

本市では、このような状況から、環境への負荷の大きい企業・事業所と環境保全に関する協定を新たに締結することや現行の公害防止協定を環境保全に関する協定へ移行することを検討中です。

(1) 公害防止協定

燃料使用量が毎時1,000リットル以上(重油換算)又は日平均排水量が1,000m³以上の工場を対象として協定を締結しています。

(2) 施設等の建設に関する協定書に基づく公害防止協定

施設等の建設に関する協定書において京葉港地区に進出する企業は、市と公害防止協定を締結しなければならないと定めています。

(3) 基本的な指導方針

- 大気汚染 ばい煙等の排出量を極力少なくするため、燃料は灯油、ガス等の低硫黄燃料の使用に努めること。
- 騒音 敷地境界線において規制基準から5デシベル減じた値以下になるよう努めること。
- 振動 敷地境界線において規制基準から5デシベル減じた値以下になるよう努めること。
- 悪臭 三点比較式臭袋法による臭気濃度が、敷地境及び排出口において、「千葉県悪臭防止対策指針」の指導目標値以下になるよう努めること。

3. 事前協議

(1) 公害防止協定に基づく事前協議

公害防止協定を締結した事業者は、生産施設又は公害防止施設を新設、増設又は変更しようとするときは、事前に市と協議のうえ、その同意(助言及び指導)を得なければならないとしています。

(2) 開発行為等における事前協議

宅地開発事業を行おうとする事業者は、周辺環境への影響を未然に防止するため、事前に市と協議しなければならないとしています。

4. 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しい地域又は著しくなるおそれのある地域を対象に、公害防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、都道府県知事が策定する計画です。

本市は、昭和49年に第5次計画として策定された「千葉臨海地域公害防止計画」の策定地域となり、計画を推進してきました。

5. 公害防止管理者等

特定工場（製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場のうち、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設を設置している工場）における公害防止組織の整備に関する法律に基づく公害防止統括者等の選任・解任に関する届出等及び特定工場等における公害防止技術の維持向上と公害防止管理者制度を推進するため、公害防止管理者等に対する指導育成を行っています。

なお、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」及び「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則」の一部が改正され、項目ごとで異なりますが、平成17年4月1日以降から施行されました。

改正点は、公害防止管理者の兼任要件の追加、公害防止主任管理者を選任すべき工場の要件の緩和（以上必置資格制度の見直し）、公害防止管理者の選任の区分の見直し、国家試験の科目別合格制の導入、国家試験科目及び講習科目の共通化などの見直し（以上国家資格制度の見直し）です。

(1)届出状況

本市における公害防止管理者等を選任する必要のある特定工場は、令和2年度末で26工場であり、公害防止管理者等の選任状況は、次の表のとおりです。

なお、公害防止管理者は、事象ごとに定められた施設を設置している製造業などにおいて選任する必要がありますが、公害防止統括者は、常時21人以上の従業員を使用する事業者が設置する特定工場において選任する必要があります。

また、公害防止主任管理者は、ばい煙発生施設の排ガス量が1時間あたり40,000m³以上、かつ、汚水等排出施設の排出量が1日あたり10,000m³以上である事業所において選任する必要があります。

表 1-2-15 公害防止管理者等の選任状況(令和2年度末)

(単位:人)

区 分	統括者	主任管理者	公 害 防 止 管 理 者						
			大気汚染	水質汚濁	騒 音	特定粉じん	一般粉じん	振 動	ダイオキシン
選任者数	22	0	14	11	6	0	3	5	1